

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例について

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における情報機器の計画的な整備を行うための事業に要する資金に充てるため、岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二條第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九條第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九條第二項各号に掲げる保険事故をい

う。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第一条に規定する事業に係る精算については、この条例の規定は、同年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

提 案 説 明

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金を設置するため、この条例を定めようとする。